

大内経営労務事務所 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2012年8月8日

51歳の従業員の年金支給開始は65歳に

高齢者雇用安定法の改正が進んでいます。この目的は、65歳まで働く場を設けようというものです。

理由は、老齢年金の支給開始年齢を遅らせるためです。

老齢年金は、基礎年金部分の1階と厚生年金部分の2階に分かれています。よく2階建ての制度と言ったりします。

以前は、1階も2階も60歳から支給されていました。このため、年金は60歳から受給出来ると言われました。

それが、まず1階部分を65歳からの支給開始に変わりました。その後、2階部分を段階的に65歳支給開始に移行していきます。

段階的に開始移行がスタートするのが、25年4月からです。昭和23年4月2日から昭和30年4月1日に生まれた方は、年金は61歳から支給されることになります。

つまり、来年4月以降60歳になる方は、61歳からしか年金

は受給できません。ということは、定年が60歳、そのまま退職し就職しなければ、61歳までの1年間は無収入になるとということです。

無収入を避けるためには、働き続けてもらう必要があります。そのため、企業に継続雇用を義務づけるのが高齢者雇用安定法です。

ただ、継続雇用するときの労働条件については、労使で自由に決めることが出来ます。

労働日数、労働時間、給与額などは労使で合意した内容になります。決して、60歳定年時の労働条件までも継続する必要はありません。

多くの企業では、1年契約を締結し、毎年更新しています。毎年労働条件を見直す、ということになります。

60歳代前半の年金が完全に支給されなくなるのは、昭和36年4月2日以降に生まれた方です。今年51歳になった方及

び、それより若い方が対象になります。この層に当たる方は、65歳までは何処かで働き、収入を得る必要があります。

もし、働かないのであれば、それまでに財産形成しておかなくてはなりません。

今年51歳になる方が60歳定年を迎える9年後までには、定年年齢は65歳に改定されている可能性があります。

65歳までフルタイムで働く時代はすぐそこまで来ているように思います。そのとき、企業としては、退職金積立の増加、人件費の増加などの問題を抱えることになります。

また、どのような職務を担ったもらうか？健康管理はどうするか？能力開発をどうするか？などへの対応も必要になってきます。

そろそろ準備し、65歳定年になるとどのような影響が出るか？シミュレーションすることをお薦めします。